

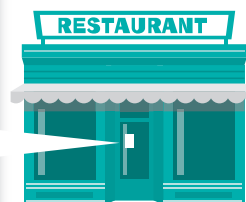
# OSP TOP NEWS BUSINESS INFORMATION

## 特集！ 改正健康増進法のシール

2020年4月1日から喫煙場所の規制がスタートします。事業所や飲食店など多数の利用者がある施設は原則屋内禁煙となり、施設に喫煙室がある場合は、その旨の標識の掲示(シール)が必要となります。

2020年  
4月1日

から喫煙場所の規制がスタート



### Q1 どんなシールを貼る必要があるのですか？

A1 屋内が全面禁煙か喫煙専用ルームが設置してあること、分煙室があり喫煙できることなどの表示シールが必要です。

<p>喫煙専用室あり Designated smoking room available</p> <p><small>「喫煙」には、加熱式たばこを喫うことが含まれます。</small></p>	<p>喫煙専用室 Designated smoking room</p> <p><small>20歳未満の方は立ち入れません。 「喫煙」には、加熱式たばこを喫うことが含まれます。</small></p>	<p>加熱式たばこ専用喫煙室あり Designated heated tobacco smoking room available</p>	<p>加熱式たばこ専用喫煙室 Designated heated tobacco smoking room</p> <p><small>20歳未満の方は立ち入れません。</small></p>	<p>喫煙目的室あり Smoking room available</p> <p><small>「喫煙」には、加熱式たばこを喫うことが含まれます。</small></p>	<p>喫煙目的室 Smoking room</p> <p><small>20歳未満の方は立ち入れません。 「喫煙」には、加熱式たばこを喫うことが含まれます。</small></p>
<p>喫煙目的店 Smoking area</p> <p><small>20歳未満の方は立ち入れません。 「喫煙」には、加熱式たばこを喫うことが含まれます。</small></p>	<p>喫煙目的室あり Smoking room available</p> <p><small>「喫煙」には、加熱式たばこを喫うことが含まれます。</small></p>	<p>喫煙目的室 Smoking room</p> <p><small>20歳未満の方は立ち入れません。 「喫煙」には、加熱式たばこを喫うことが含まれます。</small></p>	<p>公衆喫煙所 Public smoking area</p> <p><small>20歳未満の方は立ち入れません。 「喫煙」には、加熱式たばこを喫うことが含まれます。</small></p>	<p>喫煙目的室 Smoking area</p> <p><small>20歳未満の方は立ち入れません。 「喫煙」には、加熱式たばこを喫うことが含まれます。</small></p>	<div style="border: 2px solid black; border-radius: 50%; width: 100px; height: 100px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <p>全部で <b>16</b> 種類</p> </div> <p>厚生労働省のサイトからダウンロードができます</p>
<p>喫煙可能室あり Smoking room available</p> <p><small>「喫煙」には、加熱式たばこを喫うことが含まれます。</small></p>	<p>喫煙可能室 Smoking room</p> <p><small>20歳未満の方は立ち入れません。 「喫煙」には、加熱式たばこを喫うことが含まれます。</small></p>	<p>喫煙可能店 Smoking area</p> <p><small>20歳未満の方は立ち入れません。 「喫煙」には、加熱式たばこを喫うことが含まれます。</small></p>	<p>禁煙 No Smoking</p> <p><small>「喫煙」には、加熱式たばこを喫うことが含まれます。</small></p>	<p>喫煙場所 Smoking area</p> <p><small>「喫煙」には、加熱式たばこを喫うことが含まれます。</small></p>	

厚生労働省のサイトからダウンロードができます

中国語訳・韓国語訳も入れることが可能です。

ひとが多く集まる施設が対象です。



事務所



工場



飲食店



ホテル

基本は屋内禁煙です！



## Q2 どこにどのようなシールが必要なのですか？

**A2** 飲食店や施設など店舗の入り口に表示すると、喫煙の専用室があれば掲示するのが必要となります。

例えば  
喫煙の専用室があるお店は…

2種類の  
掲示が必要

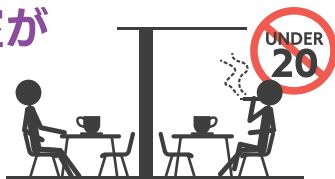


店の入り口に 喫煙専用室の入り口に

(マークにあるように喫煙専用室の中は従業員も含め 20 歳未満の人は入れません。)

加熱式たばこの専用喫煙室があるお店は…

2種類の  
掲示が必要

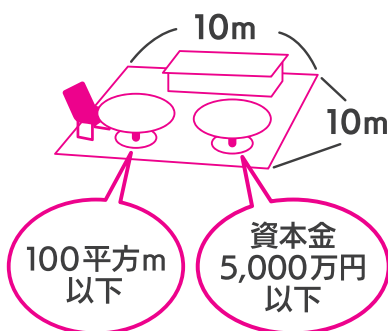


店の入り口に 加熱式たばこの喫煙専用室入り口に

(マークにあるように喫煙専用室の中は従業員も含め 20 歳未満の人は入れません。)  
(紙巻タバコはこの中では吸えません。この部屋の中では喫煙だけでなく、飲食も可能です。)

## 例外があります！

喫煙が可能な場所である旨を掲示することで、  
店内で喫煙が可能な例があります。



個人や中小企業が経営する飲食店。  
客席面積が 100 平方 m 以下の場合、  
「喫煙可」と表示することで  
店内の一部または全部で喫煙可能の  
まま飲食が可能になります。

喫煙可  
と表示



店内全部 or 一部で  
喫煙可能のまま飲食 OK

(飲食店には従業員も含め 20 歳未満の人は入れません。)

## Q3 シールにはサイズなどの大きさがあるのですか？

**A3** サイズの最小サイズなど具体的にはありません。  
視認性が良く見やすい大きさに掲示ください。  
詳しくは厚生労働省のサイトをご参照ください。

施設出入口でよく使用される表示シールの大きさは、



シールのデータは厚生労働省のサイトからダウンロードいただけます。  
「受動喫煙対策サイト」で公開されています。 <https://jyudokitsuen.mhlw.go.jp/sign/>